

発議案第14号

多文化共生社会実現のための予算措置と法整備を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年9月17日

八千代市議会議長 末 永 隆 様

| | | |
|-----|----------|---------|
| 提出者 | 八千代市議会議員 | 堀 口 明 子 |
| 賛成者 | 八千代市議会議員 | 伊 原 忠 |
| | 同 | 飯 川 英 樹 |
| | 同 | 三 田 登 |

提案理由

国に対し、多文化共生社会実現のための予算措置と法整備を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

多文化共生社会実現のための予算措置と法整備を求める意見書

我が国に在留する外国人は近年大きく増加している。在留外国人数は約377万人（令和6年12月末時点）、外国人労働者数も約230万人（同年10月末時点）と、いずれも過去最多となっており、外国人住民は日本人と同じ地域住民として地域社会を支える存在となっている。

一方で、外国人の増加に伴い、言語の壁、文化への理解不足を起因とした、ごみ出しのルール違反や騒音トラブルなど、地域社会における課題も顕在化している。

国においては、特定技能制度の受入れ見込数の大幅拡大に伴い、更なる外国人の増加が見込まれている中、相談支援については、現時点でも外国人住民からの相談件数が増加、複雑化し、多言語対応も一層困難になっているにもかかわらず、外国人受入環境整備交付金は、1日当たりの相談件数に応じた人件費に係る交付限度額が設定され、交付金額が実質的に減額されており、相談体制を強化していくべき状況に逆行している。

多文化共生社会の実現に向けて、外国人受入環境整備交付金や日本語教育に係る補助金の交付率及び上限額を引き上げ、十分な予算措置を講ずること、また、全国知事会も要請している国及び地方自治体の多文化共生施策実施の根幹となる体系的・総合的な基本法を策定することは急務である。

よって、本市議会は国に対し、多文化共生社会実現のための予算措置と法整備を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月29日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様
法務大臣様

共生社会担当大臣 様